

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1435号)

平成29年9月7日

横 情 審 答 申 第 1435 号

平 成 29 年 9 月 7 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成28年11月2日教北指第290号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「別添の資料に記載のある児童保護者、児童への説明資料（横浜市立特定小学校が保有する資料）、別添の資料に記載してある事案に関して小学校で共有された資料」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が「別添の資料に記載のある児童保護者、児童への説明資料（横浜市立特定小学校が保有する資料）、別添の資料に記載してある事案に関して小学校で共有された資料」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「別添の資料に記載のある児童保護者、児童への説明資料（横浜市立特定小学校が保有する資料）（以下「個人情報1」という。）、別添の資料に記載してある事案に関して小学校で共有された資料（以下「個人情報2」という。個人情報1と個人情報2を総称して、以下「本件個人情報」という。）」の個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成28年9月30日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件に係る個人情報本人開示請求書に別添として添付された資料（以下「請求書別添資料」という。）に記載された事案のうち、事情の確認等が必要であると判断した事案（以下「事実確認事案」という。）については、「児童生徒指導の手引き」に基づき、児童指導・再発防止のため、聞き取りを行い、時系列や記録としてまとめ、正確な事実把握と情報管理に努めたものである。
- (2) 審査請求人は「請求人に関する文書が存在すると考えます。審査請求人の体調が悪い為、審査請求人を長期不登校の原因であると特定年月日に断言されております。」と主張している。個人情報1の「別添の資料に記載のある児童保護者、児童への説明資料」については、担当課では請求書別添資料の見出しにある本人開示請求者以外の第三者である個人を特定し、確認を行った。よって、審査請求人への説明資料については対象文書としていない。
- (3) また、「別添の資料に記載してある事案に関して小学校で共有した資料」につい

ては、審査請求人の子の代理人として審査請求人が行った本人開示請求に係る対象保有個人情報として特定し開示した文書（以下「聞き取り記録等」という。）が全てであり、そのほかの「別添の資料に記載してある事案」については口頭で情報共有しているため、文書は作成しておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 審査請求人に関する文書が存在すると考える。審査請求人の体調が悪いことが長期不登校の原因であると断言されている。
- (3) 実施機関が非開示とした当該文書は、「作成しておらず、保有していないため」との返答であったが、請求書別添資料に記載されている案件は重大な案件であり、具体的な調査等が行われているはずである。

実施機関は、資料・情報の隠ぺいや隠滅を行っている可能性すら存在する。

いじめ被害児童である審査請求人の子は、いじめにより今現在も、普通に学校に通うことができない状態である。学校に通う・教育を受ける権利を侵害されている状態でもある。また、弁護士にも相談をしている。

- (4) 本件本人開示請求に関して、非開示とすべき理由は無く、作成しておらず保有していない、という実施機関の返答・主張は、一般的に考えてあり得ることではない。

むしろ実施機関は速やかに関係資料の開示を行い、いじめ問題の真相究明及びいじめ被害児童でもある審査請求人の子の教育を受ける権利の早急な回復に向けて、積極的に協力する義務があると考ええる。

- (5) 実施機関との話合いにおいて、指導主事は既に出来上がっている文書を見ながら説明しており、審査請求人の子に関する横浜市立特定小学校が実施機関に提出している文書は存在しない、という実施機関からの回答は虚偽であると思う。

5 審査会の判断

- (1) 児童への聞き取りに係る事務について

ア 横浜市では、平成21年3月に「児童生徒指導の手引き」を策定し、学校現場での児童、生徒指導に活用している。また、平成27年3月に「児童生徒指導の手引き」を改訂し、横浜市独自の視点からそれぞれの「事例」「原因・背景」「対

応」「用語・関連法規等」を整理してまとめた「児童生徒指導の手引き改訂版」を策定している。

イ 実施機関において事情の確認等が必要であると判断した事案が発生した場合は、その基本方針に基づき、児童指導・再発防止のため、聞き取りを行い、事案の軽重等を勘案して聞き取り内容及び時系列の記録としてまとめ、正確な事実把握と情報管理に努めることとしている。

(2) 本件個人情報について

請求書別添資料は、複数の児童と審査請求人及び審査請求人の子との間のトラブルについての記録が詳細に記載されている審査請求人が作成したと思われる資料である。

したがって、本件個人情報は、請求書別添資料に記載のあるトラブルに関して、請求書別添資料に記載のある児童保護者、児童への説明資料（横浜市立特定小学校が保有する資料）及び請求書別添資料に記載してある事案に関して横浜市立特定小学校で共有された資料である。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は保有していないと説明しているため、当審査会で平成29年6月15日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関では、平成28年3月に文部科学省から通知があったこと等を踏まえ、現在は、30日以上欠席があり保護者等からいじめであるとの訴えがあった場合にはいじめに関する重大事態として取り扱うこととしている。請求書別添資料に記載がある事案の発生当初は、突発的な児童間トラブルと認識されており、その都度対応をしていたため、いじめに関する重大事態として取り扱っていなかった。

(イ) 実施機関では、いじめが認知された場合には、校内でいじめ防止対策委員会を開催することとなっているが、請求書別添資料に記載されている事案については、上記(ア)のような認識であったため、いじめ防止対策委員会を開催すべき事案として取り扱わなかった。

(ウ) 学校現場において児童間でトラブルがあった場合には、怪我の有無の確認、事情の把握及び指導、再発防止策の検討等を行い、事案の軽重等を勘案して資料や報告書の作成をする。請求書別添資料に記載がある事案のうち、事実確認

事案については、当該児童が怪我をしたということもあり、聞き取り記録等を作成しているが、その他の事案については記録や報告書等を作成していない。

なお、聞き取り記録等については、本件の審査請求人が代理人として請求した、審査請求人の子を本人とする本人開示請求に係る対象行政文書として特定し、開示をしている。

- (エ) 審査請求人は、実施機関との話合いの際に指導主事が既にでき上がっている文書を見ながら説明していたと主張しているが、当該文書は審査請求人の子に係る出席記録及び出席状況について記載したメモである。これらは、請求書別添資料に記載のある児童保護者、児童への説明資料又は請求書別添資料に記載してある事案に関して小学校で共有された資料にはあたらない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のとおり判断する。

ウ 個人情報 1 について

- (ア) 審査請求人は、審査請求書において、審査請求人に関する文書が存在すると主張している。これに対し、実施機関は、開示請求書に、請求書別添資料に記載のある児童保護者、児童への説明資料と記載がされていることから、請求書別添資料の見出しにある本人開示請求者以外の第三者である個人を特定し、当該個人に対する説明資料が存在しないため、非開示としたと説明している。

請求書別添資料を見分したところ、特定小学校の複数の児童の氏名がページ毎に見出しに記載されており、本文には見出しに記載された各児童と審査請求人及び審査請求人の子との間のトラブルについての記録が詳細に記載されていることが確認された。

そうすると、請求書別添資料に記載された事案について、見出しに氏名が記載されている児童及びその保護者に対して説明する際に使用した個人情報 that 個人情報 1 であると解した実施機関の解釈に不合理な点は認められない。

したがって、審査請求人に対する説明資料を特定しなかったことは、妥当である。

- (イ) また、実施機関は、見出しに記載がされた児童及びその保護者に対する説明資料は作成していないと説明している。

この点について実施機関に確認したところ、見出しに記載がされた児童及びその保護者に説明をした際に資料は用いておらず、説明資料は存在しないため、非開示としたとのことであった。

実施機関の説明によると、学校現場において児童間でトラブルがあった場合には、怪我の有無の確認、事情の把握及び指導、再発防止策の検討等を行い、事案の軽重等を勘案して資料や報告書の作成をするとのことであった。この点と、実施機関が事案発生当初に突発的な児童間トラブルという軽易なものとして認識していたということを考え合わせると、見出しに記載がされた児童及びその保護者に対する説明資料は作成していないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、審査請求人は、請求書別添資料に記載されている事案については具体的な調査等が行われているはずであると主張しているため、請求書別添資料に記載されている事案が発生した時期以降の当該事案に対する対応を実施機関に確認したが、本件本人開示請求時点までの間に、本件事案に関する具体的な再調査や検討会等が行われていないとのことであった。そこで、本件事案についてのその後の経緯についてさらに実施機関に説明を求めたところ、実施機関では本件事案に関する再調査を行っているが、再調査を行ったのは本件本人開示請求がなされた後であるという趣旨の説明があった。また、再調査の具体的内容についても説明があった。当該説明の具体的内容を踏まえると、本件本人開示請求時点までの間に本件事案に関する具体的な再調査や検討会等が行われていないことについて、不自然な点は認められない。

その他、本件本人開示請求までの間に新たに見出しに記載がされた児童及びその保護者に対する説明資料を作成したと認められる事情も確認できなかった。

- (ウ) 以上のことから、個人情報 1 を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

エ 個人情報 2 について

- (ア) 聞き取り記録等について、実施機関は、事実確認事案については、聞き取り記録等を作成したが、聞き取り記録等は審査請求人の個人情報ではないため、本件本人開示請求に係る保有個人情報としては特定しなかったと説明している。

当審査会において聞き取り記録等を確認したところ、審査請求人の個人情報は記載されておらず、実施機関が審査請求人の個人情報として聞き取り記録等を特定しなかったことに不合理な点は認められない。

- (イ) また、実施機関は、聞き取り記録等以外の小学校内で共有された資料の有無については、事実確認事案については聞き取り記録等のみしか作成しておらず、

請求書別添資料に記載されているそれ以外の事案については、口頭での情報共有のみを行っていたため資料を作成していないと説明している。

請求書別添資料に記載されている事案が発生した当初から本件本人開示請求までの間の、当該事案に対する実施機関の認識及び実施機関の資料等の作成に関する状況については(3)ウ(ア)及び(イ)で述べたとおりであるから、聞き取り記録等以外に小学校内で共有された資料は作成していないという実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年11月2日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年11月15日 (第297回第一部会) 平成28年11月17日 (第203回第三部会) 平成28年11月25日 (第304回第二部会)	・諮問の報告
平成28年12月21日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成28年6月1日 (第214回第三部会)	・審議
平成29年6月15日 (第215回第三部会)	・審議 ・実施機関から事情聴取
平成29年7月6日 (第216回第三部会)	・審議
平成29年7月20日 (第217回第三部会)	・審議